

功労賞・大会功労賞顕彰細則

(目的)

第1条 この細則は、功労賞及び大会功労賞（以下「功労賞・大会功労賞」という）に関し必要な事項を定め、適正な選定及び選考を施行することを目的とする。

(選定の対象者)

第2条 功労賞は、原則として65歳以下の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の校長・副校長・教頭・教諭等で日本数学教育学会の個人正会員とする。

大会功労賞は、当該年度の前年度、学会主催の全国算数・数学教育研究大会等の実行委員会に所属していた者とする。

(選定の基準)

第3条 功労賞は、本学会の各部幹事・各委員会委員等を永く務め、学会運営に貢献した者とし、幼稚園または小学校、中学校、高等学校（特別支援学校等を含む）の各校種1名以内で、総数3名以下を原則とする。

大会功労賞は、前年の日本数学教育学会主催の全国算数・数学教育研究大会実行委員会等において大会運営に貢献した者とし、総数3名以下を原則とする。

(選定委員会)

第4条 功労賞選定委員会の構成は、学会各賞選考委員及び選定委員規定による。

(選定方法)

第5条 功労賞選定委員会は、理事会の構成員に対して功労賞候補者及び大会功労賞の推薦を依頼する。

2 功労賞選定委員会は、推薦された候補者について審査し、表彰候補者名簿を作成する。

(選考方法)

第6条 功労賞選定委員会は、学会各賞選考委員会に候補者名簿を提出し、学会各賞選考委員会は候補者を選考し、理事会において「受賞候補者」の承認を得る。

2 学会賞選考委員会は、理事会で受賞者が承認されたことを社員総会に報告する。

(表彰行事)

第7条 全国算数・数学教育研究大会開会式にて受賞者を紹介し、会長より賞状と副賞を授与する。

2 表彰年度の大会特集号ならびに学会誌等に表彰者氏名を掲載する。

(細則の変更)

第8条 この細則を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

付 則

1 細則第2条について、各自治体等における公務員定年延長制度の実態に基づき、段階的に行うものとする。但し、本則を適用する令和13年度までに61歳から65歳までの候補者が出た場合は、候補者として検討対象とするものとする。

2 施行年月日

平成26年 4月 1日制定

平成26年 4月14日理事会承認

平成26年 4月15日より施行、

平成27年11月 8日理事会承認

平成27年11月 9日より施行

令和 5年 7月10日理事会承認

令和 5年 7月11日より施行